

最近の入札状況・低入札調査等について

1 落札率

	平成17年度	平成18年度(～12/25)
土木一式工事	88.53% (低入札価格調査案件：1件)	76.78% (低入札価格調査案件：20件)
ほ装工事	93.93% (低入札価格調査案件：0件)	74.52% (低入札価格調査案件：2件)
建設工事の 全業種の合計	91.30% (低入札価格調査案件：2件)	81.25% (低入札価格調査案件：27件)

2 低入札調査

極端な低価格での受注

工事の品質の確保に支障，下請業者へのしわ寄せ，労働条件の悪化，安全対策の不徹底等の悪影響が懸念

【近況（報道等の抜粋）】

(1) 国土交通省の「特別重点調査の試行実施」(平成18年12月8日 発表)

予定価格の内訳に対し，直接工事費75%・共通仮設費70%・現場管理費60%・一般管理費30%のいずれかを下回る者を対象に，過去の取引実績，品質管理体制，安全管理体制等を契約書等で厳格に調査

ア 失格の例

(ア) 資料の提出を拒否した場合

(イ) 交通誘導員の確保，品質確保に関する各種試験等の費用・体制を見込んでいない場合

(ウ) 必要に応じて下請業者に事情徴取をした場合で，必要な資料を提出しない，提出資料に不備がある・合理的な説明がない場合

イ 資料の再提出は不可。事情聴取の結果，明らかな間違い・不明な場合のみ，発注者の判断で1回だけ再提出可

ウ 提出資料は，すべて公表(下請との取引価格が明らかとなる。元下間の利益の付替えが判明すれば，税務署の調査の可能性あり)

(2) 公正取引委員会の「工事の損益状況調査」(平成18年12月13日 報道)

「不当廉売」の有無を調査し、警告・排除措置命令もあり得る。

国土交通省は、排除措置命令の場合、指名停止措置

「不当廉売」とは

落札価格が実行予算上の「工事原価(直接工事費+共通仮設費+現場管理費)」を下回る価格であるかどうかを一つの基準とするほか、「安値で応札する事業者の市場における地位、安値応札の頻度、安値の程度、波及性、安値応札によって影響を受ける事業者の規模などを個別に考慮して判断する。

(3) 横浜市の「工事完成後のコスト調査」(平成18年10月17日 施行)

調査基準価格の95%未満の工事について、工事完成後にコスト調査を実施し、赤字受注かどうかを確認する。

調査に協力しない場合、書類に虚偽がある場合などは、指名停止措置

柏市の従前の対策

- (1) 低入札価格調査において、開札日の翌日までに、下請業者や資材等の納品業者からの見積書の写しの提出を求めるほか、詳細な回答書(詳細な項目の内訳書を含む。)の提出を義務付け
- (2) 履行保証の割合及び契約解除時の違約金の割合の引上げ(1割 2割)
- (3) 契約を辞退する場合の指名停止(最低2か月)
- (4) 前払金の割合の引下げ(4割 2割)
- (5) 発注課・監督課・検査課における更なる工事監視(パトロール)の強化
- (6) 工事成績が悪い場合の今後の入札参加の制限
 - ア 工事成績が65点未満の場合は、工事成績の通知日から6か月以内(当面3か月以内)に開札する案件の入札に参加不可
 - イ 工事成績の通知日からその通知日の属する年度の翌々年度までに開札する案件について、低入札価格調査基準額を下回る金額での入札は失格
- (7) 粗雑工事をした場合の指名停止の加重(最低3か月)

柏市の今後の対策（低入札価格調査の厳格化 平成19年1月から適用）

低入札価格調査により1番札が無効となる例（従前の対策の明文化及び更なる対策の強化）

- (1) 資料の提出を拒否した場合
- (2) 「入札時に提出した内訳書」と低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書に含まれる詳細な内訳書（以下「低入調査時の内訳書」という。）の各項目の金額が異なる場合
- (3) 「低入調査時の内訳書」の各項目について、次に該当する場合
 - ア 必要な経費が盛り込まれていない場合
 - イ 下請業者や資材等の納品業者からの見積書の金額と整合性がない場合
 - ウ 社内留保金等から充当することを前提として、必要となる経費を計上していない又は過少に計上しており、低入札価格調査の対象となっている案件のみで検証すると、赤字の受注と判断される場合
 - エ 予定価格の内訳に対し、直接工事費75%・共通仮設費70%・現場管理費60%・一般管理費30%のいずれかを下回る者で、その合理的な理由が説明できない場合

適切な見積りによる競争の促進

3 近隣の自治体の近況

落札業者の都市計画法違反を理由に、議会で否決

落札業者の贈収賄事件（当該市の指名停止基準に該当しない案件）を理由に、議会で否決 附帯工事も無効

落札業者の民事再生法適用に伴う新設会社への営業譲渡について、入札参加資格申請の手続きに不備があることを理由に、議会で継続審議

各種法令（都市計画法・建築基準法・宅地造成等規制法・農地法等）の遵守

4 下請契約における代金支払の適正化等

別紙（平成18年12月4日付け国総入企第42号 国土交通省総合政策局長 通知）の趣旨を遵守

建設業者団体の長 あて

国土交通省総合政策局長

下請契約における代金支払の適正化等について

標記については、従来から元請業者に対する指導方お願いしているところであるが、建設投資が低迷し、厳しい経営環境が続く中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、平成3年2月5日に策定した「建設産業における生産システム合理化指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行ってきたところであり、平成16年6月9日に策定した「建設産業構造改善推進プログラム2004」においても、元請下請取引の適正化に向け、建設業者団体が自主的な取り組みを強化するとともに、行政においても指導を徹底することとしている。

しかしながら、下請代金支払状況等実態調査（以下「下請調査」という。）等によれば、徐々に改善しているものの、書面による下請契約が行われていない例や前払金や労務費相当分などの必要な資金についても下請業者に対して適正に支払われていない例のほか、元請業者によるいわゆる「指値」による発注が多く見られるなど、依然としてその改善が遅れている状況が見受けられる。特に、下請契約の内容を変更する場合、当該変更部分の建設工事の開始に先立って書面による契約が行われていない例が多く見られる。

最近の厳しい建設産業の経営環境の中で、とりわけ元請下請取引の適正化が従来にも増して強く求められており、また、それが上位下請と下位下請の取引にも大きな影響を与えている。このことを踏まえ、関係法令や指針等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び代金支払の適正化等元請下請取引の適正化に一層努められるよう、貴会傘下建設業者に対し、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導をさらに徹底されたい。

国土交通省においても、下請調査の結果等に基づき、直接立入調査を行い、見積りや契約の方法、前払金の取扱い、支払期日、現金払の比率、手形期間など、元請下請関係の適正化のための改善指導を行うこととしている。

また、本年に入ってから、国・地方公共団体発注の公共工事における極端な低価格による受注が著しく増加している。いわゆるダンピング受注は、建設生産物の品質に支障を及ぼす恐れがあるとともに、安全対策の不徹底、下請業者や建設労働者へのしわ寄せ等を招き、建設産業の健全な発展を阻害する恐れがある。このため、国土交通省ではダンピン

グ防止対策として、発注者としての対策に加えて、建設業法に基づく立入調査を強化し、契約の締結状況や下請代金の支払状況等について、より詳細な実態把握を行っているところであるので、併せて周知されたい。

記

1. 見積り及び契約について

下請代金調査によると、徐々に改善しているものの、依然として下請契約において書面による契約がなされていない例が多く見られることから、建設工事の開始に先立って、建設業法第19条に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結すること。特に、建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事の場合は、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地について書面に記載するよう留意すること。

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするにとし、そのため、見積依頼書の提示及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。特に、下請代金の見積りに当たっては、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。なお、昨今の原油価格の高騰に伴い、材料価格・燃料価格の上昇が懸念される状況にあることから、市場価格を参考にしつつ適切な見積りとなるよう留意すること。

今回、併せて、公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際の留意事項について通達したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の内容の普及促進について申合せがなされているので、当該申合せの周知徹底を図ること。

また、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する必要があるときは、双方の協議等の適正な手順により書面による契約をもってこれを変更すること。

特に、適切な契約手続きに基づかず、元請下請双方の協議がないまま、建設工事現場で発生する諸費用を下請負代金額から差し引く事例が多く見られることから、これらの諸費用を一方的に下請業者から徴収することのないよう徹底すること。

2. 前払金について

元請業者が前払金の支払を受けたにもかかわらず、当該前払金を他の建設工事の支払に流用しているなど、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他当該前払金に係る下請工事の着手に必要な費用を前払金として支払わない例があるとの指摘がなされているが、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請業者に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。

特に、公共工事においては、発注者からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前金払制度の趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を速やかに現

金で前金払するよう十分配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請業者（保証事業会社と保証契約を締結した元請業者と下請契約を締結した下請業者に限る。以下この段落において同じ。）の請求により下請業者の口座へ振込が可能なので、この旨を下請業者に対して周知するとともに、保証事業会社と保証契約を締結した元請業者においては、この方式により下請業者に対して前金払を行うよう努めること。

なお、下請業者に対する前払金の適正な支払を確保するため、保証事業会社による監査が行われることになっており、保証契約時に使途内訳明細書に支払先名、支払方法等を明記させ、前払金支払時においては、できる限り下請業者の口座に直接振込を行うことを基本とするが、それによらず立替払とする場合は請求書等により支払先等の確認を徹底することとしている。また、前払金の払出しに係る不適正な取扱いがあった場合は、払い出した前払金を預託口座に払い戻させるなど厳正な措置を講じているところであり、これらの内容についても、周知徹底を図ること。

3. 検査及び引渡しについて

元請業者は、下請業者から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者からの申し出があったときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

4. 支払期日について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成検査終了後、下請業者からの工事目的物の引渡しの申出の日から5.0日を経過する日以前で、かつできるだけ短い期間内において支払期日を定めることとしているが、5.0日というのはあくまで上限の日数であるので、できる限り短くするよう留意すること。

5. 支払方法について

下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

6. 手形期間について

手形期間は、120日以内でできる限り短い期間とするよう従来より通知しているが、120日を超える期間を設定している例も依然として見受けられるので、さらに徹底すること。

また、特定建設業者については、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。

7. 下請業者への配慮等について

下請業者をめぐる最近の厳しい経営環境や、工事の安全性及び品質の確保の必要性に鑑み、元請業者は、下請契約の締結に当たり、必要な諸経費を適正に考慮するとともに、下請業者の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

また、元請業者は、下請業者の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

特に、公共工事や一定の民間工事については、「下請セーフティーネット債務保証事業」による資金調達も可能となっており、その活用による下請業者への支払の適正化に配慮すること。

特定建設業者は、建設業法第24条の6、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

8. 適正な施工体制の確保について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しに二次以下の下請契約の請負代金の額を明示した請負契約書を添付して発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられているので、遵守するよう徹底を図ること。また、平成16年12月28日に改定された「施工体制台帳等活用マニュアル」においても現場の施工体制の確認の徹底が求められていることも踏まえ、これまで以上に下請契約の適正化に努めること。

9. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても上記1から8までの事項に準じた配慮をすること。

国総労第69号

平成18年12月4日

建設業者団体の長 あて

国土交通省総合政策局労働資材対策室長

公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際の留意事項について

下請契約における下請代金の設定に当たっては、「下請契約における代金支払の適正化等について」（平成18年12月4日付け国総入企第42号）により、見積依頼書の提示及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設業者に対し指導の徹底をお願いしているところである。

ところで、公共工事設計労務単価は、そもそも、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

したがって、公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱うに際しては、個々の契約を拘束するものでないこと、諸経費分は含まれていないことなどの上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、例えば、交通誘導業務について契約を締結する場合には、交通誘導員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、適切な取扱いが図られるよう、併せて、貴会傘下建設業者に対する周知徹底をお願いしたい。